

## パブリックコメント等のご意見と意見に対する市の考え方

意見 NO	意見概要	対応措置
意見①	<ul style="list-style-type: none"> <li>水上交通についての検討がない。この地域の歴史と観光も考えた水上交通についても今後検討が必要だと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標 1（「誰もが利用できる公共交通軸構築」によるまちの活性化の実現）の中で、新たに「目標 1-4 公共交通を利活用した観光の活性化」として、「事業 1-4-1 水上交通の運航実施」を加えました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の公共交通と新規の公共交通を活用した広域的な観光パッケージの企画（行方市・潮来市・鹿島市の観光ツアーを既存の公共交通と新規の公共交通を活用し行う。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「目標 1-4 公共交通を利活用した観光の活性化の実現」の「事業 1-4-2 周辺自治体と連携した公共交通活用型観光推進策の実施」を加えました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光用に一定エリアの公共交通について一日乗り放題パスの発行</li> </ul>	
意見②	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的なスクールバスの運行（共同運行など）等の要請を宜しくお願いいたします。（市民アンケートでは、「玉造～麻生～潮来」の希望が多いので、それに沿った運行を望みます。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールバスについては、事業 1-1-1 において、スクールバスの代替について協議する旨を記載していましたが、協議先を明記します。</li> </ul> <p>また、行方市域だけではなく鹿行地区全体の広域的な課題でもあり、本計画とは別の協議の場においても、高校・県等と協議していくこととします。</p>
意見③	<ul style="list-style-type: none"> <li>行方市には交通網というものはありません。不便さはこの上もないくらいで陸の孤島といえます。だからこそ、未来に向けて創り上げてほしいです。市民へのサービスだけでなく、市外から訪れる人たちにとっても楽しく、その交通システムが先端技術を駆使しての自動運転応用のバス、このバス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の計画では、問題・課題の解決策として、現時点ではライドシェア以外の交通システムでの対応が適切と考えていますので、本計画には反映しないこととします。しかしながら、将来、社会状況の変化により、ライドシェア等の新しいシステムが必要となる可能性もあることから、国等の動</li> </ul>

	<p>のデザインも夢のあるものに。時代は大きく進化しています。折角、情報を駆使した街へのスタートですのでタクシー（NYのウーバー※1 又ライドシェア※2）の進化形を見たいものです。これらは、国土交通省、総務省、トヨタ、筑波大学など多くの研究機関が研究をしているので、そのモルモットでもOKなので、進んだものにしてください。既存で他の物まねをしてもしょうがないです。それとも、NPOを設立させて、ソーシャルインパクトボンド※3 を利用させて研究の上、システムを作り上げるかです。頑張ってください。</p>	<p>向を注視していくこととし、貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
--	---	--

※1：アメリカの Uber Technologies 社が提供する、ライドシェアの仲介サービスのことで、日本では Uber Japan が提供する仕組みとなっています。

※2：ライドシェアとは、一般ドライバーが一般自家用車（白ナンバー）により有償で乗客を輸送するもので、現行では一定条件下以外では白タク行為として道路運送法で禁止されている行為です。これを一定範囲で可能にしようとするもので、国家戦略特区での解禁が検討されています。ただしタクシー業界等から、安全面や雇用への影響が懸念されています。

なお、現行法においても、交通空白地において、NPO法人等が地域住民等を会員として輸送し、営利目的ではない範囲で対価を徴収する場合には、公共交通空白地有償運送として可能です。

※3：行政がある社会課題（貧困や犯罪など）を解決することを目指す際に、行政自身が事業を行うのではなく、民間に事業（支援プログラム等）の実施を依頼するとともに、その事業資金についても当初は投資家の資金を原資とし、行政はその成果に応じて投資家に成功報酬を支払う、というものです。（平成26年度調査報告書 ソーシャル・インパクト・ボンドの導入可能性と課題 神奈川県 政策研究・大学連携センターより）